

第1回中郡中学校学校運営協議会

令和8年4月28日（火）

14時00分～16時00分 会議室

<次 第>

< 開催要件（過半数の出席）確認 >

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員へ任命書交付
- 4 自己紹介（委員→学校職員→CSディレクター→学校支援コーディネーター）
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出
- 7 前回会議録の確認
- 8 熟議

(1)令和8年度 学校運営の基本方針の概要説明

①校長が説明

※教職員の業務量管理・健康確保措置に関することを含む

②熟議（委員全員の発言をお願いします） → 承認

(2)学校いじめ防止基本方針に関すること

①生徒指導主事が説明

②熟議

(3)学校運営協議会の自己目標について

- ・「令和7年度協議会自己評価」を参考に
- ・「地域人材・地域資源の活用」「学校運営に必要な支援」を含む

(4)夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について

①教頭が提案する

②熟議

9 連絡

(1)本年度9月以降の休日部活動の地域移行に関する見通し

(1)第2回以降の開催予定日（教頭）

| 回 | 月 日 | 時 間 |
|----|-----------|-------------|
| 2 | 6月30日（火） | 14:00～16:00 |
| 臨時 | 8月 6日（木） | 15:00～16:20 |
| 3 | 11月26日（木） | 14:00～16:00 |
| 4 | 2月16日（火） | 14:00～16:00 |

※各回13時10分から13時55分まで、授業参観ができます。

※協議会の成立には、委員の過半数の出席が必要です。

<日 程> 13:10～13:55 受付（教頭・佐藤）
 13:10～13:55 授業参観
 14:00～16:00 協議会

<配付物>

○資料冊子

- ・レジュメ
- ・浜松市学校運営協議会規則
- ・令和7年度第4回学校運営協議会会議録
- ・令和8年度グランドデザイン・説明資料
- ・いじめ・不登校生徒の現状と対応
- ・学校運営協議会自己評価
- ・地域人材の活用について
- ・夢育やらまいか事業（CS加算分）意見書(案)
- ・令和8年度年間行事予定表
- ・常勤職員の紹介

○別添資料

- ・5校時実施授業一覧
- ・いじめ対策基本方針
- ・CS通信（抜粋）

<出席者>

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 委員 | 高井 昭 | 委員 | 本間 義章 |
| 委員 | 杉本 泉 | 委員 | 川島 博美 |
| 委員 | 小杉敬治郎 | 委員 | 山下 功 |
| 委員 | 村松 康乃 | 委員 | 松本 英也 |

<欠席者>

| | |
|----|-------|
| 委員 | 河合 洋子 |
|----|-------|

<学 校>

| | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 校 長 | 秋月 真也 | 教 頭 | 川合 公孝 |
| 教務主任 | 鈴木 智香 | 生徒指導主事 | 池野 誠 |
| 1年主任 | 堀野 直子 | 2年主任 | 飯田 宣子 |
| 3年主任 | 野田 潤子 | 発達主任 | 中井 浩行 |
| CSディレクター | 佐藤 奈帆 | | |

<学校支援コーディネーター>

| | |
|------|------|
| 支援CD | 梅田 瞳 |
|------|------|

<オブザーバー>

| | |
|----------|------|
| 積志協働センター | 小池 誠 |
|----------|------|

令和8年度 中郡中学校グランドデザイン

第4次浜松市教育総合計画

【教育理念】 描く夢や未来の実現

中郡中学校区で目指す子供の姿

自他を大切にし、主体的に行動できる子ども

校訓 自立・敬愛

自立：かけがえのない自分の人生を自分で選び、創り上げていく生徒
 敬愛：自他をかけがえのない存在として認め合う生徒

学校教育目標

自分に誇りをもてる生徒の育成

スローガン

【誠実に生き 一人一人が充実した生活を送る】

学 充実した学び

- ★魅力的な授業を通して
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - 専門性を有する授業者による充実した学びの空間の構築
 - 主体的に学びに向かう態度の育成
 - ICTの効果的な活用

心 豊かな心

- ★道徳や特別活動等を通して
- 道徳科の授業の充実
 - 生徒主体の活動を通じた社会性(協働)の醸成
 - 学校行事・授業を通じた多様な価値との出会いと認め合い
 - 「豊かな心」を育成する意図的な活動の企画

命 健やかな心身

- ★日常の生活や活動を通して
- 発達段階に応じた適切な身体づくり
 - 日常における自他の健康安全意識の醸成
 - 安心・安全な生活空間の構築(いじめや不登校等への対応)
 - 健康教育・防災防犯教育活動の充実

浜松市の教育理念に基づく3つのコンセプト

1 主体性

<自分の心で動く>
 ・じっくり考え、自分を信じて、自ら踏み出そう！

2 多様性・包摂性

<自他ともに大切>
 ・かけがえのない自分と他者、互いを尊重してみんなが笑顔に！
 ・心も身体も元気！

3 信頼・協働

<力を合わせて>
 ・人は一人では生きていけない。巡り会った人たちと力を合わせて生み出そう！

を大切に

コンセプトの具体的なイメージ
 <中郡中版>

地域とともに創る

家庭とともに育む

学校を支える基盤

- ◎ 各分野における専門性や指導力、対応力の向上を追究する「誠実」な職員
- ◎ 「生徒」「保護者」「地域」「職員」が信頼でつながる温かみある関係性
- ◎ 学校運営協議会と共に築く「学校」「家庭」「地域」の連携・協働、学びの充実

中郡中 キーワード：「誠実」「充実」

グランドデザイン(令和8年度)について

1 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年 中央教育審議会答申等) <国の指針>

令和3年に示された中央教育審議会の答申より「令和の日本型学校教育」の総論部分において、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要」と記されている。

また、「2020年代を通じて実現を目指す学校教育」として以下のようなことが示されている。

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・環境の変化を前向きに受け止め教職生涯を通じて資質や能力の向上を図り学び続ける教師
- ・子供の学びを最大限に引き出す教師
- ・ICT環境をはじめ新しい時代の学びを支える環境整備
- ・校務の効率化等、学校における働き方の改革の推進

さらに、次期学習指導要領の改訂に向け、文部科学省では、その論点整理において「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む」という、一段進化させたイメージをもっている。

2 第4次浜松市教育総合計画 <浜松市の指針>

(1)基本理念:描く夢や未来の実現

こどもとこどもの成長を支える教職員、学校、家庭、地域それぞれが描く夢や未来を実現していく。

(2)コンセプト

・主体性

物事を自分事としてとらえ、目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて粘り強く取り組む。

・多様性・包摂性

一人一人の自分らしさを認め、互いを尊重しあいながら、誰もが活躍できる環境を実現していく。

・信頼・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、協働したり、相互に作用したりして、より良い関係性を構築していく。

(3)目指すこどもの姿

- ・自分らしさを大切にすること
- ・他者と協働し、主体的に行動できること
- ・自己調整しながら、粘り強く取り組むこと

(4)目指す教職員の姿

- ・こどもの自分らしさを受け止める教職員
- ・愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- ・専門性と指導力を磨き続ける教職員

3 浜松市立中郡中学校が目指すもの <国や市の指針と中郡中の歴史や伝統を踏まえて…>

上記「令和の日本型学校教育」「第4次浜松市教育総合計画」等を受け、中郡中学校として具体的にどのような姿を目指していくか、以下に示していきたい。

(1)中郡中学校区の目指す子供の姿

- ・自他を大切にし、主体的に行動できるこども（令和7年度より）

(2)本校の校訓「自立・敬愛」

自立： かけがえのない自分の人生を自分で選び、創り上げていく生徒

敬愛： 仲間もかけがえのない存在として認め合う生徒

開校47年目を迎える歴史を持つ中郡中学校であるが、令和の今こそ大事にしていくべき大切な言葉が刻まれている。先人の思いや今求められている教育の姿を忘れることなく、この校訓を職員、生徒の一人一人が意識して学校生活を送ることを心掛けたい。

(3)学校教育目標「自分に誇りをもてる生徒の育成」→ 自分って大切で、こんなにいいんだ！

校訓である「自立」と「敬愛」をより分かりやすくした表現として「自分に誇りをもてる」としている。まず、自分の存在（命）の尊さや価値をしっかりと理解する。自らの尊さや価値の理解とは、「自分のよさ」「自分らしさ」を実感し、「自分とは…」と自信を持って語り行動できるようになる（自立）ことである。これが「自分に誇りをもつ」ことにつながる。その上で、他の存在も同様に尊く価値あるもの（敬愛）として理解する。その理解はやがて、それぞれの言葉や行動に現れ、確かな自分と大切な他者との協働によって、新しい時代の社会をよりよく形成していくことにつながっていくと考える。「自分に誇りをもつ」ことは、自立と敬愛に不可欠なことである。

(4)スローガン「誠実に生き一人一人が充実した生活を送る」

学校教育目標の「自分に誇りをもてる生徒の育成」を実現するために、どのような日々の学校生活をイメージするかということ表現したものが、スローガンとして掲げた「誠実に生き一人一人が充実した生活を送る」である。以下に「充実」の具体的なイメージの例を示してみる。

- ・今日はこんなことを学んだ。新しい発見があって楽しかった。
- ・今日はこんなことが大変で疲れたけど、今までにない経験でためになった。
- ・みんなと協力してチャレンジして、次も頑張ろうと思った。
- ・ちょっとキツイ思いもしたけど、乗り越えて少し成長した気がする。
- ・仲間や先生と楽しい話をしてハッピーな気持ちになった。
- ・悩むことがあるけど、考えたり相談したりして次の一歩を踏み出そうと思った。 等々

学校での生活を振り返った時に、上記のように、ほんの少しでも「プラス」の感情があると「充実していたな」と思い返すことができるのではないかと考える。これは、生徒だけでなく職員も同様である。充実した日々は、それぞれにとって生きる自信となり、自らを誇りに思うことにつながるのではないだろうか。

ただし、この充実感を阻害するものがある。その大きな存在の一つが人間関係の中で生まれるものである。「意地悪な言動」「いじめ」がその最たるものである。その他に「人に迷惑をかける言動」「自分よがりの我がままな言動」等、一人一人が充実した生活を送ることを阻む他者の好まざる言動があげられる。これらは、減らし、さらに無くしていかなければいけない。ここで「誠実」が大切になってくる。皆が真心や責任感をもって人や物事に向き合い、嘘や偽りなく正直に振る舞う「誠実さ」をもって生きれば、一人一人の充実感を阻害する要素はなくなってくると思うのである。

「誠実に生き一人一人が充実した生活を送る」ことは、「自分に誇りをもてる」ことであり、さらに校訓である「自立」「敬愛」につながっていくものである。

(5)学校の具体的な取組

前述の国や市の指針を大切にしながら、中郡中学校が行おうとしている「一人一人が充実した生活を送る」ための学校としての取組を、『学』充実した学び、『心』豊かな心、『命』健やかな心身の3つに分けて示している。そして、それぞれの具体的な取組自体が「充実したものになるようにしたいと考えている。

- ① **『学』充実した学び**：主に魅力的な授業を通して（主とする取組4項目）
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ・ 専門性を有する授業者による充実した学びの空間の構築
 - ・ 主体的に学びに向かう態度の育成
 - ・ ICTの効果的な活用
- ② **『心』豊かな心**：主に道徳や特別活動等を通して（主とする取組4項目）
 - ・ 道徳科の授業の充実
 - ・ 生徒主体の活動を通し社会性（協働）の醸成
 - ・ 学校行事・授業を通した多様な価値との出会いと認め合い
 - ・ 「豊かな心」を育成する意図的な活動の企画
- ③ **『命』健やかな心身**：主に日常の生活や活動を通して（主とする取組4項目）
 - ・ 発達段階に応じた適切な身体づくり
 - ・ 日常における自他の健康安全意識の醸成
 - ・ 安心・安全な生活空間の構築（いじめや不登校等への対応）
 - ・ 健康教育・防災防犯教育活動の充実

上記、具体的な取組について、学校の職員、生徒のみならず、保護者や地域の理解と相互の連携、協働によって実現させていくことが求められていくことになると考えている。

4 学校を支える基盤として

(1)「誠実」な職員

学習指導、生徒指導、保護者との連携、有事の緊急対応等、学校の職員を取り巻く環境では、さまざまなことへの対応が求められる。経験知、各職員の持ち味、年齢、分掌上の役割等、それぞれが持つ力量等によって、対応の方向性は同じでも味付けは異なる。この時一貫して大切にしていなければならないのは「誠実」に対応することである。

中郡中学校の職員は、どのような状況の、どのような場面であっても「誠実」に取り組むことを基本としていきたい。

学習指導における「惰性」や「まんねり」は封印し、個や集団に応じた丁寧な対応をするとともに、教科等に関する最新の情報や技術等にも関心を寄せ、常に自らが学ぶ姿勢を持ち続ける「誠実」な態度で臨みたい。

生徒指導の場面でも、例えば加害と被害の関係性があるような場合、陥りがちな発想として「加害＝否定されるべき者」という構図があるが、なぜそうなったのか「加害」の側についても「被害」と同様に傾聴する意識を持って「誠実」に当たることを求めたい。そのうえで、毅然とした姿勢で次の段階へ進んでいくことが必要である。同様に、保護者からの訴えや要望についても、まず相手を尊重して傾聴し、課題等を整理する等の意識を持ちたい。

あらゆる事案に対して、学校総体として「誠実」（丁寧できめ細かく、想定される今後の反応等の見極めを含めた対応）に取り組んでいくことを進めていく。いわゆる「テキトー」は排除していきたい。

(2)信頼でつながる温かみのある関係性

人と人のつながりは、互いが心を開いて本心で語り合える関係であればあるほど深く強いものである。そのつながりを言い換えると「信頼」である。信頼がある関係性の中では、人は安心、安全を感じ、自らの思いを表現したり力を発揮したりできる（充実した取組ができる）と考えられる。相手を尊重し本心で通じ合う信頼関係は温かみのある関係であり、職員同士、生徒と職員、保護者・地域の方と職員が、このような関係性を築き深めていこうとする意識は、常に持ちたいと考える。

この思いを前提としたときに、学校自らがその信頼を失う状況に陥ってしまう最大の事態が「不祥事案件」の発生である。学校の職員は、その職責の重さと公人としての高い意識を常に心にとめて職

務にあたらなければいけない。そのためにも学校内の職員同士の信頼関係の構築は重要な課題であり、あらゆる角度、あらゆる立場から、その関係性の充実に向けた対策を講じたいと考える。

(3) 学校運営協議会との連携・協働

学校運営に対して協力的な地域人材として自治会の代表者、企業や事業者、協働センター等の行政関係者や県や市の議員、民生委員等があげられる。学校運営協議会は、それらの地域人材の中から、地域の学校をより良いものにしていくために選抜された方々により、人的、物的、知的に学校の歩みを応援（支援）していただくことを議論する組織として位置づけられている。協議会では、学校の求めや課題に対して熟議を重ねた上で必要な支援等について検討され、学校運営に反映され、子供の学びの一助となっている。現在の学校を取り巻く環境は、変化が激しく、今までの価値観だけでは応じることができない多様で複雑な状況になっている。令和の時代にふさわしい学校教育の在り方について、学校運営の中心の組織の一つとして第三者としての視点も持ちつつ協働的に関わっていく姿勢を相互に持ち合わせたい。



浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

概要版

～あかるく・いきいき・みりょくある 学校創造プラン～

令和8年3月策定

計画の目的

「価値ある学校」の創造

教育の質の向上

教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実
教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事



指標・目標

| | |
|------------------|-------|
| ・年次休暇年間取得日数 | 15日 |
| ・時間外月45時間超教員 | 0人 |
| ・時間外年360時間超教員 | 0人 |
| ・総合健康リスク | 80未満 |
| ・高ストレス者の割合 | 5%未満 |
| ・ワークエンゲージメントの指標* | 5Pt以上 |



* 3つの設問に対しそれぞれ7段階《毎日感じる(6pt)～全くない(0pt)》で回答
「5.0pt」は各設問に対し「1週間に数回感じる」状態

3つの柱に基づく56の取組

I 教職員が働きがいと働きやすさを感じる学校づくり

(1) 家庭・地域への理解促進

- ① 家庭・地域に対する働き方改革の周知啓発

(2) 教育DXの推進

- ① 勤務サービス・諸手当のシステム化検討
- ② 備品管理システムによる管理の効率化
- ③ デジタルを活用した問題行動対策やいじめ対策の強化
- ④ 統合型校務支援システムの運用
- ⑤ タブレット型端末のロケーションフリー化
- ⑥ 生成AIの効果的な活用
- ⑦ 就学援助申請のオンライン化
- ⑧ 学校給食費等Web口座振替受付サービスの導入・運用
- ⑨ 自動採点システムの導入
- ⑩ 各種報告書等の文書作成の自動化、効率化の検討

(3) 学校・教職員への過剰な要求への対応強化

- ① 浜松市カスタマーハラスメント対策基本方針に基づいた対応
- ② スクールロイヤールの配置
- ③ 学校問題解決に向けた体制強化
- ④ 学校電話機への通話録音、非通知拒否機能等の追加

(4) チーム学校の実現に向けた体制整備

- ① 多様な支援員、補助員の配置
- ② 校務アシスタントの配置
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣
- ④ 部活動指導員の配置
- ⑤ 教頭アシスタントの配置
- ⑥ 若手教職員のサポート体制の構築

(5) 負担軽減・業務の効率化の推進

- ① 勤務時間を意識した登下校時間等の見直し
- ② 勤務時間外における電話の自動音声応答
- ③ 連絡アプリを活用した効果的・効率的な情報収集と発信
- ④ 多様な研修機会・形態の設定
- ⑤ 学校に対する調査・照会等の見直しと精選
- ⑥ 学校等への配布物の削減
- ⑦ 各種団体事務及び連絡調整体制の見直し
- ⑧ 学校事務の効率化・適正化による学校運営への参画促進
- ⑨ 学校給食費、学校徴収金に係る事務・徴収管理の見直し
- ⑩ 学校業務に関するマニュアル等の整備

(6) 学校施設等に係る管理の負担軽減

- ① 学校プール施設・設備管理の負担軽減
- ② 学校施設の施設形態スマート化
- ③ ICT機器等の保守・管理委託化
- ④ 学校施設における維持管理手法の検討
- ⑤ 学校開故事業のスマート化

(7) 柔軟な教育課程の編成や指導體制の充実

- ① 柔軟な教育課程の編成・実施に向けた検討
- ② はままつ式30人学級編成の実施
- ③ 小学校における教科担任制の拡充
- ④ チーム担任制の検証



II 教職員の心身の健康保持増進

(1) 安全衛生管理の徹底

- ① 健康診断・ストレスチェックの実施と分析
- ② セルフケア意識向上に向けた研修の実施
- ③ 公務災害の防止
- ④ 安全衛生管理体制の強化

(2) 柔軟な働き方と休暇取得の促進

- ① 年次休暇等の取得促進
- ② 男性育児休業の取得促進
- ③ 長期休業期間における学校閉庁日の実施
- ④ 産休・育休等代替職員の適切な配置
- ⑤ 時差勤務・在宅勤務の環境整備

(3) 相談体制の充実

- ① 産業医等による面接指導
- ② 多様な相談窓口の周知



III 多様な人材・主体との連携・協働

(1) 多様な人材・主体との連携・協働

- ① 学校運営協議会を活用した地域と学校の連携促進
- ② 地域学校協働活動による学校支援
- ③ はままつ人づくりネットワークセンターの充実
- ④ 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保

(2) 部活動の地域展開の推進

- ① 部活動の地域展開の推進

HAPPY

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

令和7年度 いじめ事案の現状と対応に関する報告

令和7年度の中郡中学校のいじめ認知・・・**115件**

解消・・・**44件**

R8年度への引継ぎ案件・・・**32件**

①「積極的な認知」による早期発見の推進

- ・令和7年度の認知件数115件は、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、些細な兆候を組織的に捉えた「積極的な認知」の結果である。
- ・WEBを活用した「はままついじめアンケート」や学期ごとの全員面談を通じ、生徒がSOSを発信しやすい環境を構築している。
- ・認知件数の多さは教職員が子供の変化に敏感に対応している証左であり、今年度は臨時会議を充実させ、校内連携の質を向上させることで、いじめ問題への取り組みをさらに強化する。

②「解消」の定義と厳格な判断基準

- ・解消数44件に対し未解消に見える事案が残る理由は、浜松市の定める厳格な解消基準を適用しているためである。
- ・単なる謝罪で解消と見なさず、「いじめ行為が3か月以上止んでいること」および「本人が心身の苦痛を感じていないこと」の2要件を満たし、校内いじめ対策委員会で承認されるまでは「経過観察中」として支援を継続する。

③令和8年度への引継ぎと継続支援

- ・引継ぎ案件32件については、年度更新後も支援が途切れないよう記録を確実に共有し、新担任および学年チームによる組織的な見守りを開始している。
- ・「再発防止は次の未然防止」との観点から、解消後や再発の懸念がある生徒に対しても意識的な声掛けや健康観察を継続する。

④組織的対応（チーム学校）の強化

- ・毎週開催する「校内いじめ対策委員会」を中核とし、担任一人が抱え込まない組織対応を徹底する。
- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職と連携したアセスメントを実施し、根本的な人間関係の修復や環境改善を図る。

⑤未然防止と学校風土の醸成

- ・学校教育目標「自分に誇りをもてる生徒の育成」に基づき、6月の「いじめや命について考える月間」や道徳の授業を通じた生徒主体の活動を推進する。
- ・「傍観者」を「仲裁者・相談者」へと変える学級風土を醸成し、集団全体でいじめを許さない雰囲気作りを強化する。

⑥家庭・地域との連携

- ・いじめ対応状況については、保護者への丁寧な説明と合意形成を最優先事項とする。
- ・社会総がかりで子供を見守るため、学校運営協議会委員や地域住民との情報共有を密にし、子供の些細な変化をキャッチする体制への協力を求める。

不登校生徒の現状と支援方針

①不登校生徒の状況調査（令和7年度末時点）

※不登校（年間で30日以上欠席者）

全体：39名（卒業生含む）

現2年：7名（男6、女1）

現3年：15名（男10、女5）

主な理由：不安・抑うつ、生活リズムの乱れ、友人関係、原因不明など多岐にわたる。

②令和8年度の重点指導項目

- ・校内学びの教室「ハロー」の活用を推進するため、まずは新担任や学校組織との繋がりを再構築する。
- ・「ハロー」の利用を通じた登校復帰を目指すと同時に、校外機関との情報共有を積極的に行い、家庭外の居場所確保に努める。

③迅速な初期対応と継続的な関わり

- ・3日欠席時の家庭訪問など、迅速な直接接触の機会を作るルールを徹底する。
- ・欠席が長期化する場合でも、本人や保護者と「定期的に会うこと」を約束し、学校との心理的な繋がりを維持する。

④教室内に「戻れる居場所」を維持する配慮

- ・欠席中の生徒の机が私物化されたり、いたずらに使われたりしないよう、担任が毎日状態を確認し本人の居場所を保持する。
- ・配布物の適切な保管や背面掲示板のプリントホルダーの管理など、生徒が学校との繋がりを実感できる細やかな配慮を徹底する。

⑤校内学びの教室「ハロー」による段階的支援

- ・集団生活が困難な生徒に対し、生活リズムの安定や学習習慣定着を図るための支援を行う。
- ・専門職を交えた支援方法検討会議（不登校アセスメントシートの活用等）を経て、生徒一人一人に合わせたスモールステップの支援計画を策定する。

⑥重大事態への備えと専門職連携

- ・いじめに起因する不登校（年間30日目安）が疑われる場合は、法律に基づく「不登校重大事態」として直ちに調査を開始する体制を整える。
- ・SC・SSWと連携した多角的な状況分析を行い、複雑な課題を抱える家庭や生徒に対し、福祉機関等とも協力して支援にあたる。

令和8年度 地域人材の活用計画（案）

<1年生>

6月 俳句講座

7月8日(水) 5・6校時 民生委員による福祉講話

10月16日(金) 天竜厚生会による福祉体験

12月 防災講座 (NPO 法人積志かがやきカフェ)

1月 人権講座 (人権擁護委員)

<2年生>

9月16日(水) 5・6校時 職業講話

10月15日(木)・16日(金) 終日 職場体験

12月1日(火) 5・6校時 静岡県ジュニア防災士講座

<3年生>

10月16日(金) 午前 パパママ未来体験

12月9日(水) 5・6校時 起震車体験

<大樹学級>

10月15日(木)・16日(金) 職場体験

ヨガ体験 (川島博美 氏)

<その他>

ゆかた着付け体験 (1年家庭科) ※昨年度並み